

健生食輸発0911第1号
令和8年9月11日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のモノクロトホス及びタイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年9月8日付け健生食輸発0908第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びタイ産アカワケギ(アカシャロット)についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2から削除

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス
- ・タイ産アカワケギ(アカシャロット)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のハロキシホップ

2. 別表第3から削除

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NADIADWALA FOOD CO. (N.F.C.)」であるものに限る。)